平成２０年（フ）第１４９２号
大阪府富田林市中野町３丁目５番19号
破産者　村本キヨ子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８２号
堺市西区津久野町１丁21番30―501号
破産者　北脇　崇士
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５１号
堺市北区新金岡町４丁６番19―104号
破産者　清水製作所こと　裏巽一二三
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５２号
堺市北区新金岡町４丁６番19―104号
破産者　裏巽千代子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５３号
堺市北区新金岡町４丁６番19―104号
破産者　裏巽三賀子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５９号
大阪府松原市天美北７丁目３番34号、旧事業所所在地堺市北区野遠町41
破産者　髙尾溶接所こと　髙尾　静雄
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８３号
大阪府藤井寺市梅が園町１番48号、前住所大阪府藤井寺市惣社２丁目７番６号
破産者　平松　　清
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市西野３丁目250番地　西野厚生年金104号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西野３丁目250番地　西野厚生年金504号
破産者　宮崎　文子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４２８号
兵庫県川西市矢問１丁目13番16号
破産者　藤木　理絵
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６２号
兵庫県川西市清和台西３丁目１番地の28、前住所兵庫県川西市萩原２丁目５番２号
破産者　タマガワ内装こと　玉川　要司
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９９５号
兵庫県尼崎市西難波町６―12―13、住民票上の住所兵庫県尼崎市東大物町２丁目１番24号
破産者　レーシングローズこと　豊山　和美
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６９号
兵庫県西宮市瓦林町28番26号
破産者　岡下　俊介
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６号
岡山県津山市小田中42番地１
破産者　安東　和子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第９１９号
熊本市手取本町３番８号
破産者　西村美惠子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４８号
熊本県八代市古城町2659番地１
破産者　岩崎　元一
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７７５号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字白旗110番地８　高橋貸家
破産者　木須　　浩
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２７号
新潟県五泉市船越１番地４　ヴィラシルクロード201
破産者　菅家　哲郎
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１００号
新潟県長岡市喜多町1110番地１―201、申立時の住所新潟県長岡市希望が丘南５丁目６番地５
破産者　大平　春夫
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
静岡県三島市中島302番地
破産者　萩野　定夫
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係